平成２３年（フ）第９８７２号
千葉県千葉市中央区港町24―７
破産者　内海　忠夫
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８１号
神奈川県横浜市港南区野庭町635　野庭住宅１棟505
破産者　櫛渕幸子こと　櫛淵　幸子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９１５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１―５―404
破産者　石田　史恵
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９３８号
東京都足立区新田２丁目27―８
破産者　安藤　　隆（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９８２号
神奈川県横浜市神奈川区栗田谷37―６―102
破産者　永島　伸夫
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４３号
東京都台東区上野桜木１丁目15―６―402
破産者　横山　　肇
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４４号
東京都日野市豊田３丁目34―13―202
破産者　竹中　　充
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５２号
東京都江戸川区清新町１丁目５―８―203
破産者　荒井　稔之
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８５号
東京都中央区日本橋浜町２丁目41―５―306、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市城山町10―22
破産者　梶山登志彦
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９号
福岡市博多区博多駅前４丁目37番１号
破産者　株式会社トータル三設計
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２０号
福岡市早良区西新１丁目11番28号
破産者　有限会社キッズ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６５号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号、商業登記簿上の本店所在地福岡県太宰府市水城１丁目24番５号
破産者　西部自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６６号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号、商業登記簿上の本店所在地福岡県太宰府市水城１丁目24番５号
破産者　有限会社セイブ車検センター
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００号
栃木県宇都宮市下砥上町1550番地１
破産者　有限会社安生土建
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０１号
栃木県宇都宮市西原町196―８　中神マンション101号室、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目40番地
破産者　安生　恒夫
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９３号
栃木県真岡市久下田西６丁目１番地３
破産者　株式会社サクライ
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９４号
栃木県真岡市久下田西６丁目２番地２
破産者　有限会社サンエス
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９５号
栃木県真岡市長島24番地９
破産者　鈴木　幸子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６９号
栃木県鹿沼市下田町１丁目1025番地
破産者　鈴木土建有限会社
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７０号
栃木県鹿沼市下田町１丁目1025番地
破産者　鈴木　明男
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４０号
栃木県宇都宮市陽東４丁目14番46号　ステップ吉沢１―202号室
破産者　曳地造園こと　曳地　淳一
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係